

(6) FAC6085 赤尾嶼射爆撃場 (Sekibi Sho Range)**ア 施設の概要**(ア) 所在地：石垣市 (字登野城)^{とのしろ}(イ) 面積：41千m²単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	41	—	—	—	41

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)

○使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

水域は、1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。

b 用途

あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

c 通告の方法

合衆国当局は、水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛省へ通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

d 制限の内容

水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のために制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、水域の使用を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150キロメートルに点在する尖閣諸島に属する大正島にあり、那覇の南西約346キロメートルに位置している。島全体が射爆撃場となっており、米海軍等により空対地射爆撃訓練場及び艦対地射撃訓練場として使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：なし

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和31年3月27日 米海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

赤尾嶼射爆撃場の所在する石垣市には、ほかに黄尾嶼射爆撃場がある。詳しくは黄尾嶼射爆撃場の項を参照。

黄尾嶼射爆撃場と同様に尖閣諸島の一つである赤尾嶼一帯は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場であり、伊良部町漁協から県に対し、演習の中止、延期あるいは期間の短縮について那覇防衛施設局への申入れの要請があり、県の対応により、昭和53年10月9日から10月24日までの演習予定が中止されたことがある。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

赤尾嶼射爆撃場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。